



規定審議会：制定案の提出方法

目次 (クリックすると該当項目に移動します)

規定審議会	地区ガバナーによる証明
制定案の提出締切日	趣旨と効果に関する声明
立法案の種類	正規の手続きで提出された制定案
制定案の提出	制定案の数の制限
制定案の作成	制定案を国際ロータリーに提出した後
制定案に関する留意点	欠陥のある制定案
制定案の承認	その他の情報

規定審議会

規定審議会は、ロータリーの組織規定文書を改定する統治機関です。3年に一度開催される規定審議会では、制定案を審議し、投票します。各地区は規定審議会に1名の代表議員を派遣し、すべてのクラブまたは地区が制定案を提出できます。クラブまたは地区が審議会に制定案を提出することを検討している場合は、以下をよくお読みください。

制定案の提出締切日

2025年規定審議会で審議するためのクラブと地区の制定案は、2023年12月31日までに国際ロータリーが受理する必要があります。締切日厳守で、例外は認められません。この期日を過ぎて受理された制定案は、正規の手続きで提出された制定案とはみなされず、審査の対象となりません。

立法案の種類

立法案には、次の二つの種類があります。

- **制定案**は、RI の組織規定 ([RI 定款](#)、[RI 細則](#)、[標準ロータリークラブ定款](#)) の改正を求める立法案です。
- **見解表明案**は、RI の見解を表明しようとするものであり、RI 理事会のみが提出できます。

制定案の提出

クラブ、地区、RI 理事会、RIBI 審議会（もしくは大会）、または規定審議会が、制定案を規定審議会に提出できます。クラブまたは地区からの制定案は、ロータリーに提出する前に、地区大会、地区立法案検討会、クラブ投票のいずれかにおいて、地区内クラブの承認を得なければなりません。

制定案の作成

制定案は、以下の組織規定を改正するものです。

- [RI 定款](#)
- [RI 細則](#)
- [標準ロータリークラブ定款](#)

制定案を作成する際に考慮する点を以下にいくつかご紹介します。

インパクト：まず、影響力の大きい変更は何かを検討してください。組織規定は組織の基礎であり、その構造を定めるものです。変更を提案する場合、ロータリーの構造と組織性を取り上げるようにしてください。また、これらの変更はより恒久的で、方針が更新されるごとに変更されるべきではありません。制定案は、手続、方針、手順を取り扱うべきではありません。このような変更は、RI 理事会と TRF 管理委員会がロータリーまたはロータリー財団の章典を更新するかどうかを判断できるように、決議案によって提案するべきです。章典はより柔軟で、より頻繁に変更が加えられます。

関連する変更：変更点について決定したら、その変更を反映させるために改正すべき組織規定の個所をすべて見つけてください。例えば、「ロータリーの目的」への変更を提

案する場合、RI 定款と標準ロータリークラブ定款の両方に変更を入れる必要があります。関係個所を見つけるには、ファイル内で以下のように検索するとよいでしょう：

1. 提案する変更のキーワードを検索
2. 改正されるセクションに言及されている条項・節番号を検索

提案する変更について熟考し、すべての関連個所が適切に改正されていることを確認してください。組織規定文書の全個所が改正されていない場合、定款細則委員会によって、[欠陥のある制定案](#)と見なされる可能性があります。欠陥のある制定案は、規定審議会に提出されません。

上書きして変更する：上記のリンクからワード文書を開くか、My ROTARY の「[組織規定](#)」のページからワード文書をダウンロードして、この文書に上書きする形で変更を示してください（自動的に変更履歴が表示されます）。変更を入れたワード文書は、ロータリーに提出する前に、クラブや地区で保存してください。

制定案が定款細則委員会によって審査された後、最新の制定案を含めた状況を説明する書簡が送られます。変更内容が正確に反映されていることを再度ご確認ください。わずかな編集が加わる場合が大半ですが、大幅な変更を行った場合は、委員会がそれについて言及します。

はっきりと書く：変更を加える際は、その意味と意図が明確であることを確認してください。単純な変更とするのが最善です。変更についてのアイデアがあるが、支援が必要な場合には、審議会担当部に早めにお知らせください。加えたい変更を明確に反映させるために職員がお手伝いできるよう、提出締切日までの時間の余裕をもってご連絡ください。変更内容がさまざまな意味に解釈可能である場合、欠陥のある制定案とみなされる可能性があります。また、ある行為を禁止したい場合、単に組織規定文書からその文言を削除するのではなく、その行為が禁止されていることを明記する必要があります。

制定案に関する留意点

- **過去の制定案を確認する：**2022 年規定審議会の立法案集は、My ROTARY の[審議会](#)のページに掲載されています。立法案集で次の点をご確認ください。1) 提

出を検討している案件が過去の審議会にも提出されたかどうか、2) 制定案がどのような文言で書かれているか。

- **援助を求める**：元代表議員、定款細則委員、審議会業務部職員は、組織規定について豊かな知識をもっています。制定案の作成において援助が必要な場合は、いずれかにご連絡ください。
- **早めに制定案を提出する**：制定案の提出が早ければ早いほど、定款細則委員会による審査も早く行われます。このため、委員会によって制定案に欠陥があるとみなされても、修正する時間を十分にとることができ、期限までに審議会に提出できる可能性が高まります。

制定案の承認

クラブが制定案を提出する場合、地区から承認を得るために地区に送る前に、クラブ理事会がまず会員にこれを提示し、クラブで採択する必要があります。地区大会も、制定案を直接地区に提案することができます。クラブまたは地区から提出された制定案は、地区大会、地区立法案検討会、またはクラブ投票を通じて、地区で投票され、承認される必要があります。

地区大会または地区立法案検討会で制定案の投票を行う時間がない場合、ガバナーはクラブ投票を実施することができます。この場合、クラブ投票は、RI 細則の第 12.050 節（クラブ投票によるガバナーノミニエの選出）に記されている投票の手順に可能な限り近い方法で行うものとします。

地区による承認が得られたら、提案者は、**2023 年 12 月 31 日**までに [オンラインフォーム](#) を使って国際ロータリーに制定案を提出できます。ガバナーによる（地区が承認したことの）証明も、**2023 年 12 月 31 日**までに提出しなければなりません。

地区ガバナーによる証明

ガバナーは、以下のいずれかの方法で地区の承認を証明することができます。

1. オンラインフォームを用いて自分で制定案を提出し、地区が承認したことを証明します。

2. ガバナー以外の方が制定案を提出した場合、制定案が提出された旨を知らせる E メールがガバナーに送信されます。ガバナーは、審議会業務部（council_services@rotary.org）宛に返信し、そのメールの中で、提出された情報が正しいこと、および制定案が地区で承認されたことを証明します。

2023 年 12 月 31 日までにガバナーからこの証明が提出されなかった場合、その制定案は欠陥のある制定案とみなされ、2025 年規定審議会に提出されません。

趣旨と効果に関する声明

提案者は、300 語以内の「趣旨および効果の声明文」を含める必要があります（日本語の場合、550～600 字が相当文字数となります。ただし、300 語以内の英訳は保証できないため、あくまで目安となります）。声明文が含まれていない場合、制定案は正規の手続きを経たものとみなされず、審議会に提出されません。この声明文は、提案する制定案が検討を求める事柄が何であるかを明記し、この事柄にどのように対処または解決するかを説明するものとします。

正規の手続で提出された制定案

制定案が正規の手続で提出されたとみなされるには、以下の情報を含めて 2023 年 12 月 31 日までに提出しなければなりません。

1. 提案したクラブ名または地区番号
2. 制定案が地区によって提案または承認されたことの、ガバナーによる証明
3. 提案者による趣旨および効果に関する声明文（300 語以内）
4. 提案する変更を入れた（下線または取消線を使用）組織規定のワード文書

さらに、制定案はすべて、地区による承認後 45 日以内に提出すべきです。

制定案の数の制限

RI 細則では、地区とクラブが提出する制定案を合計 5 件までとするよう明記しています。地区は各制定案を別個の[オンラインフォーム](#)で提出する必要があります。

制定案を国際ロータリーに提出した後

事務総長がまず、制定案が正規の手続を経て提出されていることを確認します。正規の手続きを経て提案されていない制定案は、規定審議会で審議されません。

次に、定款細則委員会による審査に向けて、事務総長が制定案を準備します。このプロセスには、制定案の英語への翻訳、読みやすさのための編集、制定案の体裁の調整などが含まれます。委員会はそれぞれの制定案を審査し、正規の手続に沿って作成されたものかどうか、欠陥があるかどうかを検討します。事務総長はまた、各制定案の「財務上の影響」を起草します。

同一または酷似した制定案が提出された場合、委員会は、これらの制定案を一つに統合し、全提案者の名前を列記します。

複数の案件の内容が似ている場合、これらの案件の提案者に対し、委員会が折衷案を勧めます。提案者が折衷案に同意すれば、規定審議会で一つの折衷案を掘り下げて審議できるというメリットがあります。

欠陥のある制定案

以下に記されるような制定案は欠陥があるとみなされます。

1. 二つ以上の異なる意味に解釈できる
2. 組織規定の関係個所をすべて改正していない
3. その採択が法令に反する
4. RI 細則または RI 定款に抵触するような形で標準ロータリークラブを改正する
5. RI 定款に抵触する形で RI 細則を改正する
6. 管理または施行が不可能である

制定案に欠陥があると定款細則委員会がみなした場合、修正案の締切日までに修正案を提出するのは、提案者または審議会代表議員の責任となります。修正案の提出日を過ぎても引き続き欠陥のある制定案は、規定審議会で審議されません。

その他の情報

ロータリーの立法手続についてご質問がありましたら、審議会業務部まで E メール (council_services@rotary.org) でお問い合わせください。また、詳しい情報は以下の資料にも掲載されています。

- ラーニングセンターの「制定案と決議案の提出方法」
- RI 定款の規定審議会に関する条項
- RI 細則の規定審議会に関する条項
- RI 章典の規定審議会ならびに決議審議会に関する条項
- My ROTARY の審議会ページ